

[事案 17-5] 手術給付金請求

- ・平成 17 年 5 月 17 日 裁定申立受理
- ・平成 17 年 5 月 9 日 裁定不開始(提訴)

< 事案の概要 >

手術給付金の支払非該当との保険会社の決定を巡って、給付金支払を求める裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

「自家抹消血幹細胞移植」は一般的に「骨髄移植」と呼ばれるものの一類型であり、手術は「悪性新生物根治術」に該当するので、手術給付金の支払を求める。

< 保険会社側の主張 >

平成 14 年 12 月より当社に申出をもらっているが、「自家抹消血幹細胞移植」は当社の約款に基づく手術の定義(治療を直接の目的として器具を用い生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい...後略)に該当しないため手術給付金対象外であるとの判断は正当なものであり、結論に変更の余地はなく、裁判により債務不存在の確認を行うこととする。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、保険会社が訴訟により解決を図るとの届出について相当の理由があると認め、申立人に対し「保険会社は訴訟により解決を図ることを明確にしたので裁定を開始しない」旨の通知を行った。

なお、当該保険会社は平成 17 年 8 月、債務不存在確認のため地方裁判所に対し提訴した。